

事 務 連 絡
令和 3 年 10 月 13 日

各 都道府県、指定都市難病対策担当課 御中

厚生労働省健康局難病対策課

特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法等について

難病対策の推進につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく特定医療については、平成 27 年 1 月 1 日から施行されているところですが、令和 3 年 11 月 1 日付けで指定難病に 6 疾病が追加されることに伴い、自己負担上限額管理票等の記載方法等を改正しましたので、貴管轄下の指定医療機関に周知方についてお願いいたします。